

## 保育補助者雇上強化事業について

### 1 事業の目的

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行う。

### 2 事業の概要

保育士の雇用管理や労働環境の改善に積極的に取り組んでいる保育施設又は事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

※保育補助者の業務…保育士の補助

(保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施など)

### 3 事業の内容

事業名	(1)事業概要	(2)補助支払対象(施設)	(3)補助要件		(4)補助基準額
			①施設の取組要件	②保育補助者の要件	
保育補助者 雇上強化事業	(2)の施設等に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・保育所型認定こども園</li> <li>・幼保連携型認定こども園</li> <li>・小規模保育事業を行う者</li> <li>・事業所内保育事業を行う者</li> <li>・企業主導型保育事業を行う者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のア、イを記載した職場環境の改善のための実施計画を市に提出し、これに基づき改善を行うこと。 ア…当該保育補助者の業務と保育士の業務負担が軽減される内容 イ…職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組状況</li> <li>・保育補助者に対し、保育士資格の取得を促すこと。</li> <li>・当該保育補助者が、施設型給付費、各種加算の給付要件や、一時預かり事業の補助対象となっていないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月以降の新規雇用者</li> <li>・保育士資格を有していない者</li> <li>・勤務が週30時間以下</li> <li>・子育て支援員研修(地域型保育コース)を終了した者、又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者</li> </ul>	<p>保育補助者に支払う賃金 <u>1,308千円(年額)上限</u> ※市補助基準額</p> <p><u>1施設につき保育補助者1名</u> (対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ないほうの額)</p>

### 4 実施予定期間

平成29～31年度(3年間)